

予防接種

風しんの予防接種の費用助成

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係 (子育て・健診センター) ☎096(294)1075

先 天性風しん症候群の発症予防を主な目的として、風しんの予防接種費用の一部を町から助成します。

●対象者

大津町に住所を有し、次の要件のいずれかを満たす人

対象A：熊本県風しん抗体検査事業で、予防接種が必要と判断された人

対象B：妊娠を希望する女性で、過去の風しん抗体検査で、HI抗体価が16倍以下(またはEIA抗体価が8・0未満)の人
※ただし、以下の場合は対象外です。

- ・妊娠中の人および妊娠している可能性のある人
- ・定期接種の対象者
- ・風しん抗体検査後、平成28年4月1日以前に風しんの予防接種を受けた人
- ・風しんにかかったことがある人

●助成対象の予防接種

風しんワクチン、麻しん風しん(MR)混合ワクチン

●助成・申請期限

平成29年3月31日(金)

●申請に必要なもの

①風しん予防接種費用助成申請書兼請求書(子育て・健診センター窓口)に設置、町ホームページからダウンロードもできます。

ページからダウンロードもできます。

②予防接種を実施した医療機関

などが発行した領収書

③通帳と印かん

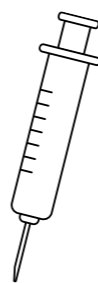
④対象によって必要なものが異なりますのでご注意ください。

◇対象Aの場合：熊本県風しん抗体検査の結果通知書の写し(詳しくは県ホームページをご覧ください)

◇対象Bの場合：過去の風しん抗体検査の結果が記載されている書類

●注意事項

- ・この接種は任意接種で、接種を強制するものではありません。副反応や健康被害救済制度を確認され、ご自身で判断してください。
- ・妊婦への接種はできません。
- ・女性の場合、接種後2カ月は妊娠を避けてください。



募集

障害のある人を対象とした職業訓練生の募集

●申し込み・問い合わせ 下記の問い合わせ先にご連絡ください。

熊 本県立高等技術専門学校では平成28年度も障害のある人を対象とした職業訓練生を募集します。この訓練は、障害のある人の居住する地域で多彩な職業訓練を行い、就職の促進や雇用の継続を目的としているものです。

【ITパソコン科(山鹿校)】

●対象障害

身体障害のうち内部障害、精神障害、難病

●定員 7人

●内容 パソコン操作、ビジネスソフト(ワープロ・表計算)の活用に関する基礎・応用技能ならびに、ホームページ作成・管理技能の習得を旨とします。

●募集期間

7月11日(月)～8月31日(水)

※ただし定員になり次第終了

●訓練期間

10月4日(火)～12月27日(火)

●経費

受講料無料(テキスト代が11,000円程度必要です)

●訓練場所

有限会社ワイエスプラン 山鹿市方保田63

●申し込み・問い合わせ

熊本県立高等技術専門学校 ☎096(378)0121

【パソコン資格取得科】

●対象障害

身体障害のうち下肢障害、内部障害、精神障害、難病、高次脳機能障害

●定員 3人

●内容 税理士事務所の入力業務を通じて、経理事務の知識を習得し、会計ソフトの操作をマスターします。

●募集期間

7月11日(月)～8月31日(水)

※ただし定員になり次第終了

●訓練期間

10月4日(火)～12月27日(火)

●経費

受講料無料

●場所

尾場瀬税理士事務所 熊本市東区若葉3丁目15-8

●申し込み・問い合わせ

ハローワーク菊池 ☎0968(24)5963



災害ボランティアセンター移転のお知らせ

●問い合わせ 下記の問い合わせ先にご連絡ください。



被 災者のためにボランティアを募り作業をお願いする大津町のボランティアセンターは、6月20日(月)より町老人福祉センター駐車場に移転しました。

被災者支援の活動は今後も続けます。問い合わせ先などが以前より変更になっておりますのでお気をください。

●各種連絡先

ボランティアに関する問い合わせ

☎090(8348)2784

ニーズ受付

☎090(8348)2570

相談受付

☎080(5073)9469

後期高齢者医療制度の保険証などを交付します

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

●後期高齢者医療被保険者証(保険証)

新しい「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」を郵送します。

現在の保険証(黄色)の有効期限は7月31日です。各自で処分するか役場にご返却ください。新しい保険証(橙色)は7月に郵送しますので、8月からお使いください。

役場で直接交付を希望する人は7月5日(火)までにご連絡ください。役場で受け取る場合は保険証(黄色)、印かん、本人確認書類(免許証など)をお持ちください(別世帯の人が受け取る場合は委任状が必要です)。

●後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

新しい「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(橙色)を交付します。

すでに「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)を持っている人で、8月から引き続き該当する人は、保険証(黄色)と一緒に郵送します。8月1日からお使いください。入院などでまだ「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っていない人は役場までご相談ください。

●世帯の全員、町民税非課税の人が対象です。

被災住宅の応急修理について

●問い合わせ 都市計画課 建築係 ☎096(293)4011

熊 本地震により住宅が半壊または大規模半壊の被害を受けた世帯に対して、住宅に住むための必要最小限度の部分を、町が直接業者と契約して、一定の範囲内で応急的に修理する制度です。

修理の対象が、以前は「現実に居住のために使用している住宅のみが対象」でしたが、国から通知があり、「居住可能なスペースを確保するため、住家と同じ敷地内にあり、これと一体的に利用されてきた納屋・倉庫などを、住むために修理する場合は対象」となりました。

詳しくは問い合わせください。

●受付時間

午前9時～午後5時

●受付場所

町民交流施設(オークスプラザ)1階ロビー

●必要書類

住宅の応急修理申込書、世帯全員の住民票、届出書(半壊の場合のみ)、り災証明書

●対象となる人(いずれにも該当すること)

①り災証明書のり災区分が半壊以上の人。

※「全壊」はこの支援を実施すること

で居住が可能になる場合のみ

②応急修理を行なうことで避難所

などへの避難を必要としない

人。

③応急仮設住宅などを利用しない

人。

④応急仮設住宅などを利用しない

人。

⑤応急仮設住宅などを利用しない

人。

⑥応急仮設住宅などを利用しない

人。

移転

交付

支援